

福岡県公報

平成28年3月11日
第3775号

目次

告示(第219号-第227号)

○福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格	(財産活用課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
公 告	
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 6
○建設業者の営業所の不確知	(建築指導課) …………… 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8
○落札者等の公示	(中小企業振興課) …………… 9
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 10
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 10
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 10
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 11
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 11
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 11
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 12
再 掲	
○特定危険薬物の指定	(薬務課) …………… 12

告 示

福岡県告示第219号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、福岡県が施工する建設工事等(建設工事のほか、建設工事に附帯する工事、調査、設計等を含む。)の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定め、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1の4については平成29年5月1日から、第1の5については平成30年5月1日から施行する。

福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成6年8月福岡県告示第1397号。以下「旧告示」という。)は、平成28年3月31日限り廃止する。

なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された等級別格付は、この告示により決定されたものとみなす。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

第1 競争入札に参加することができない者

1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者(特別の理由

がある場合を除く。)

2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ1に該当する者を除く。)

4 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課された者であって、当該届出の義務を履行していないもの

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

5 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。)

6 建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、法第3条第1項の規定による許可を受けていないもの

7 建設工事については、法第27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

第2 入札参加資格

1 建設業者の場合

(1) 別記に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案し、次に掲げるところにより、等級別に格付し、各等級に対応する工事について入札に参加する者を定める。

ア 土木一式工事については、A等級からD等級まで

イ 建築一式工事については、A a等級からD等級まで

ウ 舗装工事については、A等級からC等級まで

エ 電気工事及び管工事については、A等級からD等級まで

オ その他の専門工事については、A等級からD等級まで

(2) (1)により格付された業者であっても、事情により、その上下の等級に係る競争入札に参加させることがある。

(3) 等級の格付決定後、組織変更等により事業を承継した場合は、当該等級を承継することができる。

2 その他の業者の場合

等級別格付は、行わないものとする。

第3 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後において最初に到来する4月末日までとする。

第4 入札参加資格審査申請の方法

1 入札参加資格審査申請

競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式は別に定める。）1部を提出しなければならない。

2 提出時期

提出時期は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の締結が見込まれるときその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 建設工事の入札に参加しようとする者のうち、主たる営業所を県内に有するもの

入札参加資格を得ようとする年度の前々年度の2月1日から前年度の1月31日までににおいて、経営事項審査を申請するとき。

(2) 建設工事の入札に参加しようとする者のうち、主たる営業所を県外に有するもの

入札参加資格を得ようとする年度の前年度の1月20日から2月10日まで

(3) 建設附帯工事及び調査、設計業務等の入札に参加しようとする者及び官公需適格組合

入札参加資格を得ようとする年度の前年度の1月20日から2月10日まで

3 提出先

福岡県建築都市部建築指導課

第5 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別記

1 客観的事項の審査基準

法第27条の23第3項の規定により、国土交通大臣が定めた審査の基準による。ただし、経常建設共同企業体にあつては構成員の、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けたもの（以下「組合」という。）が工事種別ごとに5人以内の組合員を指定した場合（以下、当該指定を受けた者を「審査対象者」という。）にあつては組合及び審査対象者のそれぞれの審査結果を基礎に、次に定めるところにより調整を行う。

なお、審査対象者は、第1の1から7までのいずれにも該当しない者であり、かつ、組合の理事又は組合の理事が役員となっている法人でなければならない。

(1) 経常建設共同企業体

ア 経常建設共同企業体の経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。

イ 経常建設共同企業体の経営状況分析に係る評点は、各構成員について算出される経営状況分析得点の平均値によるものとする。

ウ 経常建設共同企業体の建設業種類別技術職員数は、各構成員の技術職員数の和とする。

エ 経常建設共同企業体の労働福祉の状況、工事の安全成績、建設業経理事務士等の数は、各構成員のそれぞれの和とし、営業年数については各構成員の営業年数の平均値によるものとする。

(2) 組合

1の(1)の規定を準用する。この場合において、1の(1)中「経常建設共同企業体」とあるのは「組合」と、「各構成員」とあるのは「当該組合及び各審査対象者」と読み替えるものとする。

2 主観的事項の評定

工事成績、信用度等により行うものとする。

福岡県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	鳥栖倉線	前	三井郡大刀洗町大字富多582番先から 三井郡大刀洗町大字富多734番先まで	9.8 ～ 11.0	269.0
			前	三井郡大刀洗町大字富多582番先から 三井郡大刀洗町大字富多734番先まで	11.0 ～ 11.0	269.0
			後	三井郡大刀洗町大字富多582番先から 三井郡大刀洗町大字富多734番先まで	10.0 ～ 17.0	272.0

福岡県告示第221号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡久山町大字久原字桂木1503、1516
- 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桂木1503・1516（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第222号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川喜多良字曲り1866、字ツツミ石1895の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字曲り1866（次の図に示す部分に限る。）、字ツツミ石1895の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	三潴上陽線	八女郡広川町大字新代1791番3先から 八女郡広川町大字新代1797番1先まで

福岡県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

飯塚	鶴三緒線 田川	飯塚市山倉368番1先から 飯塚市山倉367番2先まで
----	------------	--------------------------------

福岡県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般国道	200号	前	飯塚市桑曲161番1先から 飯塚市桑曲174番3先まで	15.2 ～ 46.0	87.0
			後	飯塚市桑曲161番1先から 飯塚市桑曲174番3先まで	15.2 ～ 46.0	87.0

福岡県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

飯塚	200号	飯塚市桑曲161番1先から 飯塚市桑曲174番3先まで
----	------	--------------------------------

福岡県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	200号	飯塚市内野2467番32先から 飯塚市内野2441番先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成28年2月19日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ミスターマックス粕屋店

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店	ミスターマックス粕屋店

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ミスターマックス 代表取締役 平野 能章 福岡市東区松田一丁目5番7号	株式会社ミスターマックス 代表取締役 平野 能章 福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	
有限会社新栄商会 代表 高木 邦夫 福岡市中央区清川一丁目12番15号	
長静齋 糟屋郡粕屋町大字戸原370番地1	有限会社鍵右衛門 代表取締役 相澤 真吾 福岡市東区下原五丁目73番99号
株式会社三角酒店 代表取締役 三角 常太郎 糟屋郡粕屋町大字仲原2639番	
小原 正二 糟屋郡粕屋町大字戸原271番31号	
株式会社ワッツ 代表取締役社長 平岡 史生 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号	
有限会社鍵右衛門 代表取締役 相澤 真吾 福岡市東区下原五丁目73番99号	

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市二日市南四丁目1165番2及び1165番11
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
太宰府市大字大佐野2番地2
社会福祉法人飛鳥会
理事長 山下 議子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩小富士字四丁開1212番1及び1212番10から1212番14まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区田村七丁目14番23号
俊住宅建設株式会社
代表取締役 林 輝彦

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人ごろりんハウスの会
- (2) 代表者の氏名
中山 善人
- (3) 主たる事務所の所在地
久留米市御井旗崎一丁目11-64
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域活動支援センター事業等を行うと共に、講演会、学習会、各種催し等の障害者の総合支援に関する事業を行い、障害者をはじめとして全ての人の福祉及び人権の擁護、確立に寄与することを目的とする。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、その許可を取り消すことがある。

平成28年3月11日

福岡県知事 小 川 洋

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
(株)伊東建設	福岡市早良区室見一丁目10-12	伊東 一太	平成23年10月9日 福岡県知事許可（般-23） 第51927号

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人武光福祉会
- (2) 代表者の氏名
川上 直哉
- (3) 主たる事務所の所在地
朝倉郡筑前町高田2315番地3
- (4) 定款に記載された目的

（旧）

この法人は、高齢者や児童青少年をはじめとする一般市民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業などの福祉の増進を図る事業を行うとともに、福祉教育の推進、健康に暮せるまちづくりを図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（新）

この法人は、高齢者や児童青少年をはじめとする一般市民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、サービス付き高齢者向け住宅供給事業などの福祉の増進を図る事業を行うとともに、福祉教育の推進、健康に暮せるまちづくりを図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー筑後ショッピングセンター

(2) 所在地 筑後市大字山ノ井字扇田737番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スーパーセンタートライアル鞆手店

(2) 所在地 鞆手郡鞆手町大字小牧字裏田2281-1 外27筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 歩行者の通行の利便の確保等

店舗敷地に接する町道本町・今村線の歩道は、本町の小中学校の通学路に指定されており、登下校や課外活動時に多くの児童生徒が通行している。

また、同町道の店舗側には歩道が整備されておらず、歩行者が路肩を通行して来

退店することが予想されるため、交通事故等が発生しないよう十分な安全対策をお願いする。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

資源の有効活用を徹底し、適正処理に努め、ごみの減量化を図るようお願いする。

(3) 防災・防犯対策への協力

「鞆手町安全安心まちづくり条例」第4条の規定に基づき、日常における安全の確保に努めるようお願いする。

また、安全安心のまちづくりにかかる町施策へのご協力もお願いする。犯罪発生防止のため、店内はもちろんのこと、駐車場内にも防犯カメラを設置するよう特段の配慮をお願いする。

(4) 騒音の発生に係る事項

店舗建設地周辺は、以前より閑静な住宅地として地域住民が生活を営んできた地域であるが、24時間営業による騒音の発生によって地域住民への健康被害が危惧されることから、21時00分～9時00分の営業を停止すること。

また、駐車場内でのアイドリング、クラクション、空ぶかし等の禁止についての看板を設置し、来店車両に対する注意勧告と併せて、室外機の設置についても、騒音の原因となることから十分な対策を講じるようお願いする。

(5) 廃棄物に係る事項等

一般廃棄物と産業廃棄物の適正な区分及び保管をお願いする。

(6) 街並みづくり等への配慮等

街並みづくりにおいて景観法等に基づく特別な定めはないものの、周囲には低層の住宅が隣接しているため、建物については地域との調和のとれた配色並びに形状とするようお願いする。

また、広告物等の設置については、福岡県屋外広告物条例を遵守するとともに、屋外照明による光害が発生しないよう十分な対策をお願いする。

(7) その他

青少年健全育成の観点から、店舗駐車場が青少年のたまり場とならないように本町が切望する閉店時間21時まで定期的な巡回を実施し、非行防止に努めるようお願い

いする。

また、事件事故の発生又はその恐れがあるときは速やかに警察への通報を行うようお願いする。

その他、大規模小売店舗立地法に基づく届出書の遵守をお願いする。

本件は、大規模小売店舗立地法第1条第1項「大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持」が担保されていないため、法律違反である。

また、本件の建設予定敷地については、土壤汚染問題があり、その問題が解決していないため、本件は本町として認めない。（県の対応如何によっては行政訴訟もあり得る。）

大規模小売店舗立地法第7条第1項に基づく住民説明会において、届出者の一方的な説明だけがなされ、説明会出席者の質疑にも明確な回答がなされておらず、住民とのコンセンサスがとれていないため、住民説明会が行われたものとは考えられない。（土壤汚染問題が解決される前にこのような営業に関する説明会がなされるのは順序として誤っている。）

そして、住民からは以下のような陳情書が本町に提出されている。

1. 今の敷地の高さから町道の高さまで切り下げること。住宅との境界の土留めは、届出者がすべて行うこと。
2. 住宅の境界より最低でも20メートル以上離すこと。（通風のため）
3. 営業時間は24時間営業ではなく20時で閉店すること。（住宅が近いため）
4. 空調等の室外機は、住宅側には設置しないこと。
5. 騒音は最低基準値以内とする。（睡眠を妨げない）
6. 駐車場にたむろさせないようにする。（30分ないし1時間おきに駐車場を巡回し注意すること。）
7. 駐車場には死角を作らないように照明をつける。
8. 工事をする前後には、近隣の家屋調査を実施し、それぞれの家屋にズレ等の支障をきたした場合は、届出者がすべて責任を負う。
9. グリストラップ、ゴミ置き場等の悪臭が発生して窓を開けられないようになった時には、届出者が責任を負う。
10. 届出者のゴミが近隣の敷地内に飛んでこないようにする。

11. 雨水が近隣にあふれ出ないようにする。

12. 日当たり風通しが悪くなった際には、届出者が責任を負う。

13. 住宅街の中の道路は、買い物客が利用しないようにする。（老人、子供、通学生が危険なため）

よって、本件は、住民との合意形成が図れず、かつ土壤汚染問題が解決しなければ、本町内の別の用地を考えていただきたい。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ糸島浦志店
 - (2) 所在地 糸島市前原土地区画整理事業地内17街区
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 歩行者の通行の利便の確保等
歩道乗り入れ幅（出入口No.1及び出入口No.2）を8.0メートルとしているが、本市では一般車両のみの利用であれば、歩行者の安全確保のため4.0メートルまたは6.0メートルを基準としていることから、4.0メートルまたは6.0メートルで再検討すること。
 - (2) 防災・防犯対策への協力
福岡県安全・安心まちづくり条例に基づき、防犯性の向上に配慮した施設の計画、設計、整備を行うよう努めること。
 - (3) 街並みづくり等への配慮等
ア 地区整備計画を遵守すること。

- イ 糸島市開発行為等に関する指導規程を遵守すること。
- ウ 壁面広告板、広告塔看板があるときは、福岡県屋外広告物条例により市へ提出し許可を受けること。
- エ 売り出し等の看板を道路に設置しないこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年3月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福岡武道館外7施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成28年2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
丸紅株式会社
 - (2) 住所
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
47,342,972円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年1月8日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年3月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
宗像警察署外9施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成28年2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社F-Power
 - (2) 住所
東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
42,173,869円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年1月8日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
南警察署外8施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成28年2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社F-Power
 - (2) 住所
東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
43,278,424円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年1月8日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。
平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
中央警察署外8施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成28年2月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社F-Power
 - (2) 住所
東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
59,450,958円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年1月8日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。
平成28年3月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
博多警察署外9施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日
平成28年2月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
丸紅株式会社
 - (2) 住所
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
85,827,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年1月8日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年3月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
小倉北警察署電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成28年2月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名

株式会社F-Power

- (2) 住所
東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
32,716,618円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年1月8日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第218号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成28年3月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 特定危険薬物の名称
 - (1) 化学名 2- { [ビス (4-フルオロフェニル) メチル] スルフィニル} アセト
アミド及びその塩類
 - (2) 化学名 2- (4-フルオロフェニル) -3-メチルモルフォリン及びその塩類
 - (3) 名称 *Mitragyna speciosa* 及びその近縁植物（ただし、*Mitragynine* 又は 7a-Hydroxy-7H-mitragynine を含有するものに限る。）
 - (4) 化学名 (E)-メチル=2- { (2S, 3S, 12bS) -3-エチル-8-メ
トキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b-オクタヒドロインドロ [2, 3-a] キノリジン-2-イル} -3-メトキシアクリラート及び
その塩類

(5) 化学名 (E)-メチル=2-[(2S, 3S, 7aS, 12bS)-3-エチル-7a-ヒドロキシ-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 7a, 12b-オクタヒドロインドロ[2, 3-a]キノリジン-2-イル]-3-メトキシアクリラート及びその塩類

(6) 化学名 N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成28年3月10日